

○由布市水道水源地域保護条例施行規則

平成28年3月17日

規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、由布市水道水源保護条例（平成27年条例第29号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則において使用する用語は、条例の定めるとおりとする。

(水源保護区域の指定)

第3条 条例第6条に規定する水源保護区域とは、水源地周辺及び水源地上流域で市の行政区域内とする。

(事前協議)

第4条 条例第7条第1項の規定による協議は、対象事業（変更）協議書（様式第1号）及び次に掲げる添付書類を提出して行わなければならない。

(1) 対象事業（変更）計画書

(2) 対象事業（変更）区域を示す図面及びその付近の見取図

(3) 対象事業（変更）区域の地積図（字図）

(4) 対象事業（変更）の計画図書

(5) 対象事業をしようとする者の住民票の写し（法人の場合は、当該法人の定款及び登記簿謄本）

(6) 関係地域の住民説明会報告書（様式第2号）

(7) その他市長が必要と認めた書類

(助言又は指導)

第5条 条例第7条第2項の規定による助言又は指導は、助言又は指導書（様式第3号）によるものとする。

(勧告)

第6条 条例第7条第3項の規定による勧告は、勧告書（様式第4号）によるもの

とする。

(通知)

第7条 条例第7条第4項の規定による通知は、協議終了通知書（様式第5号）によるものとする。

(事業着手等の届出)

第8条 事業を行う者は、事業の着手、完了、中止又は再開の届出は、工事届出書（様式第6号）によるものとする。

(公表)

第9条 条例第13条第2項に規定する公表の通知は、公表の事前通知書（様式第7号）によるものとする。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

対象事業実施（対象事業変更）協議書

年 月 日

由布市長

殿

（〒 - ）

住所

氏名

印

（法人その他の団体にあつては、主たる
事務所又は事業所の所在地、名称及び
代表者の氏名）

連絡先 （ ）

対象事業
対象事業変更
を行いたいので、由布市水道水源保護条例第7条第1項の
規定により、関係書類を添付して次のとおり協議します。

対象事業場の 名 称	
対象事業場の 設 置 場 所	大分県 由布市
事業の主たる 内 容	
対象事業場の 設 置 面 積	平方メートル
対象事業場の設置 (変更) 予定年月日	年 月 日
対象事業場の設置 説明会等実施状況	
災害防止の方法	
備 考	

様式第2号（第4条関係）

対象事業住民説明会報告書

年 月 日

由布市長 首 藤 奉 文 殿

（〒 - ）

住所

氏名

（法人その他の団体にあつては、主たる
事務所又は事業所の所在地、名称及び
代表者の氏名）

連絡先 （ ）

由布市水道水源保護条例第7条第1項の規定により、対象事業の計画及び内容を
周知するため、次のとおり説明会を実施したので、報告します。

実施日時	年 月 日（曜日）	午前	時	分から
	年 月 日（曜日）	午後	時	分から
実施場所				
実施の方法 （具体的に記入 してください）				
実施責任者の 氏 名				

様式第2号（第4条関係）

裏面

実施（地域）の状況（人数等）及び結果（詳しく記入してください。）

備考

様式第3号（第5条関係）

由 水 道 第 号
年 月 日

様

由布市長 印

事業に関する指導（助言）書

年 月 日付けで協議のあった対象事業について、由布市水道水源保護条例に基づき審査した結果、改善を要すると判断したので、下記のとおり通知します。

記

対象事業場の 名 称	
対象事業場の 設 置 場 所	
指導（助言）内容	

様式第4号（第6条関係）

対象事業協議（措置）勧告書

由 水 道 第 号
年 月 日

様

由布市長 ㊟

由布市水道水源保護条例第7条第1項 の規定による協議をするよう 同条第3項
の規定により、次のとおり勧告します。 に規定する措置をとるよう

対象事業場の 名 称	
対象事業場の 設 置 場 所	
事業者の住所 （所在地）及び 代表者の氏名	
協 議 の実施期限 措 置	年 月 日
備 考	

様式第5号（第7条関係）

由 水 道 第 号
年 月 日

様

由布市長 ㊟

協議終了通知書

年 月 日付けで協議のあった対象事業場の設置・変更については、由布市
水道水源保護条例第7条第4項の規定により、次のとおり判定したので通知します。

対 象 事 業 場 の 名 称	
対 象 事 業 場 の 設 置 場 所	
規 制 対 象 事 業 場 該 当 ・ 非 該 当 の 判 定	該 当 非 該 当
判 定 理 由	
備 考	

様式第 6 号 (第 8 条関係)

事業届出書

年 月 日

由布市長 殿

(〒 -)

住所

氏名

㊟

(法人その他の団体にあつては、主たる
事務所又は事業所の所在地、名称及び
代表者の氏名)

連絡先 ()

年 月 日付け、由水道第 号で通知のあつた、事業に
関する工事が (着手・中止・再開・完了) したので、次のとおり届出いたします。

対 象 事 業 場 の 名 称	
対 象 事 業 場 の 場 所	
対 象 事 業 場 の 面 積	平方メートル
年 月 日	年 月 日
工 期	(自) 年 月 日 (至) 年 月 日
備 考	施工者及び現場責任者名・連絡先等

様式第7号（第9条関係）

由 水 道 第 号
年 月 日

様

由布市長 首 藤 奉 文 ㊟

公表通知書

由布市水道水源保護条例第13条第2項の規定により、公表しますので次のとおり通知
します。なお、当該公表に関して、意見書、証拠書類を提出することができます。
また、申立てにより、意見書の提出とともに、口頭で意見を述べることもできます。

対 象 事 業 場 の 名 称 及 び 通 知 番 号	年 月 日 付 け 由 水 道 第 号
対 象 事 業 場 の 設 置 場 所	
公 表 す る 事 実	
公 表 の 根 拠 と なる 条 例 及 び 規 則 の 根 拠	
公 表 し よ う と す る 理 由	

意見書を提出する場合

意 見 書 提 出 場 所	
意 見 書 提 出 期 限	年 月 日

様式第1号 (第4条関係)

様式第2号 (第4条関係)

様式第3号 (第5条関係)

様式第4号 (第6条関係)

様式第5号 (第7条関係)

様式第6号 (第8条関係)

様式第7号 (第9条関係)